

山口県請負工事監督事務処理要領

(通則)

第1条 山口県の所掌する工事の請負契約の履行の監督の実施に関する事務の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。）、山口県工事執行規則（昭和49年山口県規則第29号。以下「執行規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(監督の実施)

第2条 契約担当者（会計規則第128条に規定する「契約担当者」をいう。以下同じ。）は、法第234条の2第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）については、以下に定めるところにより実施するものとする。

(監督の体制)

第3条 監督は、原則として契約担当者から監督を命じられた監督職員（執行規則第2条第8号の「監督職員」をいう。以下同じ。）が行うものとする。

2 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。

(監督職員)

第4条 契約担当者は、請負契約ごとに監督職員を置くものとする。

2 監督職員の設置にあたっては、監督に係る工事の種類、規模その他監督を行う機関の体制等を勘案するものとする。

(監督業務の分類)

第5条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、次の各号のとおりとするものとする。

一 監督総括業務

- イ 工事請負契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち契約担当者が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議の処理
- ハ 設計図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- ニ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事工程等の調整の処理
- ホ 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当者に対する報告
- ヘ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理

二 現場監督総括業務

- イ 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議の処理
- ロ 設計図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- ハ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査（確認を含む。）及び工事材料の試験又は検査（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）の処理
- ニ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
- ヘ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

三 一般監督業務

- イ 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議の処理
- ロ 設計図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- ハ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施
- ニ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

（監督職員の担当業務等）

第6条 監督職員の担当業務は、次の各号のとおりとするものとする。

- 一 総括監督員 総括監督業務
 - 二 主任監督員 現場監督総括業務
 - 三 監督員 一般監督業務
- 2 主任監督員は、監督員を置かない場合は、一般監督業務をあわせて担当するものとする。
- 3 監督職員は、工事が完成したときは、別に定める「工事成績評定要領」により、工事成績の評定を行うものとする。

（監督の技術的基準）

第7条 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

附 則

1 この要領は、平成8年10月15日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。